○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)

(傍線部分は改正部分)

診療所

八 定する熱供給事業の用に供する施設 熱供給事業法 (昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第二項に規

#### 十九 火葬場

# 汚物処理場

+ 第 第三百号。 項に規定するごみ処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 次号において「廃棄物処理法施行令」という。 行令 (昭和四十六 第五条 年 · 政 令

る産業廃棄物の処理施設 廃棄物処理法施行令第七条第 (工場その他の建築物に附属するもので、 一号から第十三号の二 一までに掲げ

十三 当該建築物にお 鉄道事業法 いて生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。 (昭和六十 一年法律第九十二号) 第二条第一項に規

十四四 道の用に供する施設 軌道法 (大正十年法律第七十六号) 第 一条第 一項に規定する軌

定する鉄道事業の用に供する施設

十 五 に規定する一 道路運送法 般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設 (昭和二十六年法律第百八十三号) 第三条第 号 イ

十六 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 第 二条第二

十七 第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設 自動車ターミナル法 (昭和三十四年法律第百三十六号) 第 二条

十八 する港湾施設 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第五項に規定

十九 用に供する施設 空港法 (昭和三十 年法律第八十号) 第二条に規定する空港の

<u>二</u> 十 する基幹放送の用に供する施設 放送法 (昭 和 一十五年法律第百三十二号) 第 二条第一 二号に規定

四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設二十一工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第

で定めるものとして定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設「二十二」災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条

(耐震不明建築物の要件)

第三条 部分」 七条の 付を受けたものに限る。 部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、 第十六項 が明らかでない 査済証の交付」 に着手し、 大規模の修繕又は大規模の模様替の工事 、に着手したものとする。 十四第 法第五条第三項第 という。  $\hat{O}$ 規定による検査済証の交付 建築基準法第七条第五項、 一号に定める建築物の部分 という。 建築物は、 が二以上ある建築物にあっては、 )を受けたもの 一号の政令で定めるその地震に対する安全性 ただし、 を除く。 昭和五十六年五月三十 同年六月一 第七条の二第五項又は第十八条 (以下この条におい (次に掲げるものを除く。 (以下この条において (建築基準法施行令第百三十 日以後に増築、 一日以前に新築の工 当該二 検査済証の交 一以上の て単に 独立 改築、 独立 検

模の修繕又は大規模の模様替の工事計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体

大規模の修繕又は大規模の模様替の工事と、建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲

(新設)

#### <u>通</u> 行障 害建 強物の 要件)

第四 六メートル以上の範囲において、 定める場合においては、 次 条 る距離 部分の高さが ル 0 各号に掲げる当該前面道路 を超える範囲 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、 (これによることが不適当である場合として国土交通省令で にお 当 「該部分から前 11 7 当該幅員が十二メートル以下のときは六メー 当該幅員が十二メ  $\mathcal{O}$ 幅員に応じ 国土交通省令で定める距離)を加え 面道路の境界線までの水平距 それぞれ当該各号に定 を超えるときは その V 暗離に、 ず ħ か

たものを超える建築物とする。

十二 メ 1 ル 以下の場合 六メ

る距離 十 二 メ ルを超える場合 前面道路の 幅員 (の二分の に相当す

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 計画 係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認 画 る報告の対象となる事項を除く。 当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の 記 所管行政庁は 記 載建築物 載建築物の 所管行政庁は、 の所有者に対し 法第十三条第 耐震診断及び耐震改修の状況 法第十三条第 当該要安全確認計画記載建築物に 項の規定により、 に関し報告させることができる。 項の規定により、 (法第七条の規定によ その職員に、 要安全確認計 状況に 要安 つき

2

全

確

認

計

画記載建築物

要安全確認計画記載建築物

0

敷地又は要

安全 記

建

築物並

びに当

「該要安全確認計

画記載建築物の

敷

地

建

築設

備

建

確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、

当該要安全確認計画

載 築

材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(新設)

(新設)

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

する。 第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものと

# 一~十八 (略)

一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メート

ル

- 合計千平方メートルは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しく二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校
- 三 合計 会場、 くは第十号から第十八号までに掲げる建築物 学校 千平方メートル 展示場、 (幼稚園及び小学校等を除く。)、 百貨店、 事務所又は前項第一 病院、 号から第七号まで若し 階数三及び床面積の 劇場、 観覧場、 集
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとす

る。

一~十八 (略)

区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の

メートルのもの | 特数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方

- 床面積の合計が千平方メートルのもの は第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が二で、かつ、(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しく二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校
- 床面 会場、 くは第十号から第十八号までに掲げる建 学校 [積の合計が 展示場、 (幼稚園及び小学校等を除く。)、 千平方メ 百貨店、 ノートル 事務所又は前項第一 のもの 築物 病院、 号から第七号まで若し 階数が三で 劇 場、 観覧場、 かつ、 集
- 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

^ (危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件

する。 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものと

一~七 (略)

一~十 (略)

3

(略)

(削除)

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとす

る。

一~七 (略)

量とする。)とする。
 ばる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の

----(略)

3

略

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件

第四 離を加えたものを超える建築物とする。 号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ  $\mathcal{O}$ い高さが 条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、 当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、 それぞれ当該各号に定める距 その ず 'n カ 次の 0 部 各 分

一 十二メートル以下の場合 六メートル

一 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当す

る距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

| とする。 | 第五条 | 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるもの

- 6 -

法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は

次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要

第八条

件

### ~十八 略

法第 十四四 条第 一号に掲げる建築物

2 にお 掲 0 げる建築物 区分に応じ、 法第十五条第二項の政令で定める規模は、 いて同じ。 0 ) とする。 用途 それぞれ当該各号に定める床面積の合計 に供する部 分の 床面 積  $\mathcal{O}$ 合計、 次の各号に掲げる建築物 を う 当 以下この項 「該各号に 2

- 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に 掲げ る 建 築物 保 育
- 所 を除く。 床面積の合計二千平方メート ル
- \_ 幼稚園又は保育所 小学校等 床面積の合計 床面積の合計七百五十平方メ 千五百平方メートル  $\vdash$ ル
- 兀 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計 五百平方メー ル
- 3 12 分に応じ を .相当するものとして国土交通省令で定める床面 規定にかかわらず、 兼ね 前 項 る場 第 それぞれ同 号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物 合におけ る法第十五条第 項 同 項第 第 号から第三号までに定める床面積の合 一号から第三号までに掲げる建築物 項  $\mathcal{O}$ 政令で定め 積 0 る規 合計とする。 模 は 0 0 用途 前 区 項 計

、特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査

第九 者に対 の地 耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の び 特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上の 耐震診断 一震に対する安全性に係るもの 法第十五条第二項 所管行政庁は、 これらの特定既存 及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。 第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の 法第十五条第四項の規定により、 耐震不 並びに当該特定既 適格建築物につき、 状況に係る事項の 存 耐震 当該 前 不適格建 条第 特定既 もの 築物 うち 所 項 及 存 有  $\mathcal{O}$ 

### ~十八 略

九 法第七 条第 項 第三号に掲げる特定建 築物

分に応じ、 法第七条第二項の政令で定める規模は、 それぞれ当該各号に定めるものとする 次に掲げ る特定建築物 0 区

保 前項 第一 号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定 建 築物

育所を除く。 床面積の合計が二千平 - 方メー  $\vdash$ ル のもの

幼稚園又は保育 所 床面積の合計が七百五十平方メー ル  $\mathcal{O}$ もの

\_

小学校等 床 面 |積の合計が 千五百平 方メ ا ا ル  $\mathcal{O}$ もの

1 ル  $\mathcal{O}$ もの 兀

前

項

第十

-九号に

掲げ

る特定建築物

床

面

積の

合計が五百平方メ

## 報告及び立入検 査

第六条 び 5 該 定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの 耐 地震に対する安全性に係るもの並びに当 特定建築物につき、 震改修の 所管行政庁は、 状況に関し報告させることができる 当該 法第七条第四項 **吟**特定建 建築物の の規定により、 設計及び施工 該 特定建 0 所有者に対 築 物 に係る事 前条第 0 耐 診 項 項  $\mathcal{O}$ 0) 断 う 当特 及

2 耐震 第 料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。 築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、 物  $\mathcal{O}$ もの及び法第十五条第 所管行政庁は、 これ 項の特定既存耐震不 不 適 格建 らの 特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの 築物の工事現場に立ち入り、 法第十五条第四項の規定により、その職員に、 -適格建築物で同条第二項に規定する規模以上 二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築 当該特定既存耐震不 建築設備 り特定既存 建築材 適 格建 前条

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 条第 認定建築物 に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準 物につき、 二項 所管行政庁は、  $\hat{O}$ 当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の 認定を受けた者に対 0 耐震診断 法第二十四条第 の状況に関し シー・ 報告させることができる。 当該認定に係る基準 項の規定により、 適合認定建 法第二 状況 十二 適 合 築

2 書類を検査させることができる。 準 合認定建築物の敷地 物 適合認定建築物 0 所管行政庁は、 工 事 現場に立ち入り 法第二十四条第 基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建 建築設備 当該基準適合認定建築物並びに当該 建築材料及び設計図書その他の 一項の規定により、その 職員に、 基準 関係 築 基 適

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十 事項 建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる 修 認 当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の 一条  $\hat{O}$ 定 うち地震に対する安全性に係るもの 建 建築物 所管行政庁は、 0 区分所有者に対し 法第二十七条第四項の規定により、 当該要耐震改修認定建築物につ 並びに当 該 要耐震改修 状況に係る 要耐震改 認定 き

> 2 築物並びに当該特定建 建 建築物の 項 所管行政庁は、  $\hat{O}$ 特定建 敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、 築 物で同条第二項に規定する規模以 法第七条第四項の規定により、その職員に、 建築物の 敷 地、 建築設備、 建 上の 築材料及び設 もの 当 該 当 計図 特定 該 前 特定 条第 書 建

その他の関係書類を検査させることができる。

(新設)

(新設)

0

2

該 定建築物の工事現場に立ち入り 耐震改修認定建築物、 要 所管 (耐震改修認定建築物の 行政 庁 は 法第一 要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認 一十七条第四 敷地 建築設備 当 |該要耐震改修認定建築物並びに当 |項の規定により 建築材料及び設計図書そ その 職 員に、 要

、独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物、

他の

関係書類を検査させることができる。

第十二条 同 生機構法 住宅又は長屋に限る。 法第二十九条の政令で定める建築物は、 (平成十五年法律第百号) 又は同項第四号の施設である建築物とする 第十一条第三項 独立行政法人都市再 、第二号の住宅 (共

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 構法 宅又は長屋に限る。 平 法第十四条の政令で定める建築物は、 成十五年法律第百号) 又は同項第四号の施設である建築物とする。 第十一条第三項 独立行政法人都市再生 第 二号の 住宅 (共同

住 機

附則

附則

第

条

略

(施行期日)

削

除

(施行期日)

1 (略)

(建設省組織令の 部改正)

2 うに改正する。 建 設省組織令 (昭 「和二十七年政令第三百九十四号) 0) 部を次のよ

定建 促進に関する法律 進に関する法律 第九条第九号中 築物の建 高齢者、 英の 身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の 平 促進に関する法律 「及び高齢者、 (平成七年法律第百二十三号) 」 ·成六年法律第四十四号) 身体障害者等が円滑に利用できる特 平 成六 及び建 年法律第四 築物 に改める。 0 十四号)」 耐震改修の を 促

不適格建築物の要件)
(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。第二条法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、

距離が、 のものに限る。 あっては、 が定める危険物を貯蔵し 物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣 九号に掲げる建築物 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。 当該危険物の区分に応じ その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの (地震による当該建築物の倒壊により当該建築 又は処理しようとするものに限る。 国土交通大臣が定める距離以下 ただし、 同 項 第十

において同じ。)以上のものであること。 げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項からへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲がる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イ

平方メートル。口において同じ。)を除く。) 階数三及び床面積の合計五千でに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限るでに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限るが、第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号ま

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

に改める。第三十四条第五号中「第七十一条第九号」を「第七十一条第十号」

号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。第七十一条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを

建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。

- 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物 階数二及び床面積の合計五千平方メート (保育所を除
- = ル 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メート
- 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
- ヘホ 計五千平方メートル 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合
- 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 築物は、 件のほか、 る場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建 ものとする。 あることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当する れぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のもので 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ね 前項の規定にかかわらず、 同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、 同項第一号及び第三号に掲げる要 そ

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 項 中 附則第三条第三項におい いとする。 この場合において、 「法第七条」とあるのは 第五条の規定は、 要緊急安全確認大規模建築物について準用す 同条中 て準用する法第十三条第 「法附則第三条第一項」と読み替えるも 「法第十三条第一 項」 項」 とあるのは 同条第 法